

企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中心市街地」とは、別図に定める区域で、次に掲げる住居表示により構成する区域をいう。

- (1) 福井市中央1～3丁目
- (2) 福井市大手1～3丁目
- (3) 福井市順化1、2丁目
- (4) 福井市日之出1丁目
- (5) 福井市手寄1丁目のうち福井市道東口都心環状線以西

(目的)

第3条 この要綱は、中心市街地の活性化に寄与する活動(以下「活動」という。)を実施する民間企業やプレイヤー等を支援することにより、中心市街地の更なる活性化を創出することを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 国内に本社及び事業実施場所を有している法人、個人事業者又は団体であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員(暴力団員と密接な関係であるものを含む。)に該当する者でないこと。
- (4) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体に該当する者でないこと。
- (5) 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、本市の地域再生計画に資する事業で、かつ、補助対象者が中心市街地において行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象事業としない。

- (1) 特定の者又は特定の団体等のみを対象とするもの

- (2) 政治、宗教活動等を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) その他市長が不相当と認めたもの

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を適切に実施するために必要な経費であって、別表に定める経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費とする。

(事業の認定)

第 7 条 補助対象者は、補助事業の認定（以下「認定」という。）を受けようとするときは、企業版ふるさと納税による寄附募集の実施までに、企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金認定申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体等の概要説明書
- (4) 法人等の定款、規約その他これに代わる書類
- (5) 法人にあっては登記事項証明書、法人以外にあっては代表者の住民票の写し(申請日前 3 ヶ月以内のもの)
- (6) 個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印のあるもの)
- (7) 納税証明書(法人税、法人都道府県民税、法人若しくは個人事業税、法人市町村民税若しくは代表者個人住民税、固定資産税又は消費税及び地方消費税)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかを審査し、補助金を交付することが適当であると認める場合は、当該補助事業を認定するものとする。

3 市長は、認定をしたときは、企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金認定通知書(様式第 2 号)により補助対象者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

4 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 認定した事業内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他事業目的やこの要綱に定める規定に反したとき。

(企業版ふるさと納税による寄附募集の実施)

第 8 条 市長は、前条第 2 項の認定を受けた事業について、企業版ふるさと納税の対象事業とし、市外企業からの寄附を募るものとする。

(補助金の交付額)

第9条 市長は、第6条に定める経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。この場合において、補助金の交付額は、補助事業に対して寄附された寄附金額を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第10条 第7条の通知を受けた者のうち、補助金の交付を受けようとするものは、企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金交付申請書(様式第3号)に、市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

(補助事業の変更等)

第12条 補助対象者は、補助事業の内容又は経費の変更(軽微な変更を除く。)を必要とする場合は、企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付の内容の変更又は中止を決定し、企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金変更承認通知書(様式第6号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金に係る事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認すべきものと認めるときは、企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金に係る事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(遂行状況の報告)

第14条 補助対象者は、補助事業の遂行について、市長から要求があった場合は、速やかに遂行状況を市長に提出するものとし、市長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象者にその遂行を命じることができる。

2 市長は、補助対象者が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第15条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は第11条の補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(補助事業の成果、実績並びに事業及び経費の内容)
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、補助金の額の確定をするものとする。

2 市長は、補助金の額の確定をしたときは、企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金交付額の確定通知書(様式第10号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第17条 補助対象者は、前条の通知を受けて補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第14条第2項の規定により、企業版ふるさと納税を活用したまちなか活性化事業補助金概算払請求書(様式第12号)を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(補助金の交付決定等の取消し)

第18条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他事業目的やこの要綱に定める規定に反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第19条 補助対象者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該取り消しに係る金額を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限後に納付したときは、福井市市税賦課徴収条例(昭和25年福井市条例第39号)の例により、延滞金を納付しなければならない。

(関係図書の保存)

第20条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類については、当該事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第6条関係)

補助対象経費

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 報償費（講師謝礼や出演料等）・ 原材料費・ 広告宣伝費・ 使用料及び賃借料・ 委託料・ 事務費（消耗品費、印刷製本費、郵便料、手数料等） その他、市長が適当と認める経費
--------	---

別図（第2条関係）

中心市街地

